

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月16日

香川県知事 殿

提出者

住 所 香川県観音寺市柞田町丙2066番地1

氏 名 株式会社フードレック

代表取締役 吉村 行雄

電話番号 0875-24-3601



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社フードレック
事業場の所在地	香川県観音寺市柞田町丙2066番地1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	その他(1~17に該当しないもの)
② 事業の規模	令和4年度売上高 8,682百万円
③ 従業員数	156名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>製造工程で発生する産業廃棄物の大半は、排水処理施設から発生する汚泥です。以外に不良製品の廃棄で発生する動植物性残さ及びトレーかすの廃プラスチックになります。</p> <p>汚泥の中間処理は、排水処理施設内の脱水機で減量化し、残りの脱水汚泥を処分業者でメタンガス燃料化。</p> <p>製品廃棄は分別し、残さは処理業者でメタンガス燃料化、廃プラスチックは処理業者にて固形燃料化し、再生処理しております。</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括管理者を工場長として、法令を基に制定した当社廃棄物処理規定及び排水処理規定を遵守し管理を実施する。
製造部門においては、製造工程及び排水処理施設の保守点検を強化し、ロス削減に努める。
倉庫部門においては、破損ケースの削減、冷凍倉庫内の温度管理を徹底し、製品廃棄物発生の抑制に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(令和4年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	魔油	木くず	
①現状	排出量	1,310.84	69.28	41.52	1.57	0	0	0.40
	混合廃棄物							
	0.40							

(これまでに実施した取組)

- ・余剰汚泥の脱水による減量化
- ・廃棄製品の分別による減量化

	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	魔油	木くず	
②計画	排出量	1,345.00	71.00	35.00	1.00	0	0	0.50
	混合廃棄物							
	0.50							

(今後実施する予定の取組)

- ・汚泥脱水率の向上(脱水率目標:85%)
汚泥前処理工程で調整をおこない、脱水率の向上を図る。
- ・破損ケース削減に向けた取り組みの向上及び自ら消費することにより排出量の削減。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物性残さとなる製品廃棄の抑制で、廃プラスチックと残さに分別し、残さについてはメタンガス燃料化、廃プラスチックは固形燃料化している。 ・機械の補修等で発生する廃棄物について、分別し金属類を有価売却する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類を分別し一部を有価物として売却、残りをガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして処理する。 ・昨年同様の取り組みを強化していく。

(第3面)

株式会社フードレック

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(第4面)

株式会社フードレック

(第5面)

株式会社フードレック

单位:t